

広島県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成三十年二月一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道廿日市停車場線	廿日市駅前九三三番一地从ら 廿日市廿日市二丁目九五七番三地从らまで	平成三〇年一月一八日